

災害時の対応概略図 (詳しくは別紙1、2参照)

1 台風の接近に伴い、前日に休校の措置を教育委員会が決定した場合

教育委員会が、前日に休校の決定をしている場合は、警報の有無に関わらず当日の授業はありません。



2 「暴風警報」・「暴風雪警報」発令

午前6時前に発令

- ★ 午前6時までに解除 → 平常どおり授業
- ★ 午前6時までに解除されず → 午前中の授業なし(給食なし)
- 午前11時までに解除 → 午後授業のある学年は食事をすませ、午後1時20～30分に学校へ到着するように分団で登校
- ★ 午前11時過ぎても解除されない → 当日の授業はなし

午前6時以降に発令

- ★ 登校前及び登校中に発令 → 登校前は自宅で待機・登校中はそのまま登校
- ★ 下校中に発令 → そのまま下校
- ★ 在校中に発令 → 授業を中断し、分団ごとに担当教師の付き添いで、原則下校。気象状況等によって、学校に待機させる場合は安全確認後下校、あるいは学校にて保護者か代理人に引き渡し

3 「大雨警報」・「洪水警報」・「波浪警報」・「高潮警報」・「大雪警報」・「津波警報」等発令

- ★ 登校前に発令 → 学校から連絡がない限り平常どおり授業
- ★ 登校後に発令 → 平常どおり授業をし、授業後に下校。通学路の状況、気象状況等で危険が予測される場合のみ、学校にて保護者か代理人に引き渡し

4 大規模地震(震度5強以上)発生 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)発表

在校中に大規模地震が発生

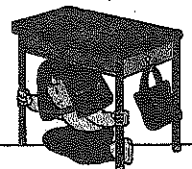
学校にて保護者か代理人に引き渡し

在宅時に大規模地震が発生

学校から連絡があるまで臨時休業日

震度5強以上にならなかった場合でも、安全な登下校が困難になったと判断した場合は、上記と同様の措置をとる場合があります。

「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が発表されても学校から連絡がなければ、平常どおり授業を行います。状況に応じて保護者か代理人に引き渡しになることがあるので、メール配信にご注意ください



5 避難勧告、避難指示発表、特別警報発令

- ★ 午前6時までに発表 → 午前中の授業なし
- ★ 午前6時～午前11時に解除 → 午後授業のある学年は食事をすませ、午後1時20～30分に学校へ到着するように分団で登校(給食なし)
- ★ 在校中に発表 → 児童は学校に待機する。その後、状況に応じ保護者か代理人に引き渡し

6 登校中、在校中に学校・学校近辺で大きな事件・事故等発生

児童を学校に待機させる場合のみ、学校にて保護者か代理人に引き渡し